

議 員 田久保 眞 紀

- 1 本市が維持管理をしている公共施設数及びその老朽化の現状について何うとともに、今後、どのように長寿命化を図っていくのか何う。

(回答)

本市が所有し、維持管理している公共施設のうち、道路等のインフラ施設を除く、庁舎や市営住宅、各小中学校など、いわゆる「ハコモノ」と称されるものの数につきましては、令和2年9月末現在で、418棟あり、そのうちの79%、330棟は、築年数が25年を経過した、老朽化が始まっている施設に該当しております。

今後は、各所管課において策定された長寿命化計画や個別計画に基づく改修等を、計画的・効果的に実施していくことで、各施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

- 2 急激な社会情勢の変化や、「新しい生活様式」の定着を踏まえ、市民が利用する行政サービスやそれを提供する窓口に関し、本市の対応や今後の方針について、以下2点何う。

- (1) 飛沫感染防止のための窓口の設備などについて

(回答)

現在、庁舎各窓口に飛沫感染防止のため仮設スクリーンを設置しておりますが、新型コロナウイルス感染症の中、新しい生活様式に対応しながら、行政サービスが提供できるよう、これを常設のロールスクリーンとする作業を、年内の設置を目標として、実施しているところであります。

また、このロールスクリーンの設置と合わせて、アクリルパネルを必要な窓口に設置するとともに、アルコール手指消毒液を各課の窓口に常備することとし、これらの対応を庁舎における標準的なものとしております。

(2) 住民票等コンビニ交付事業の推進やそれに伴うマイナンバーカードの取得推進について

(回答)

マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付は、市役所に足をお運びいただくことなく、市の業務時間外にも、全国のコンビニエンスストア等で住民票等の証明書の交付が受けられる、大変利便性の高いサービスであり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の1つとして、市役所窓口での混雑、密集を避けることに有効な手段と考えております。

今年度の住民票等のコンビニ交付は、10月末現在で684件、788通の利用がありました。これは窓口での交付数の2.3%であり、まだ、窓口混雑の緩和に効果が発揮されているとは言えませんので、今後もマイナンバーカードの窓口での交付時等、機会をとらえてサービスの広報に努めてまいります。

また、マイナンバーカードの交付状況は、今年5月の特別定額給付金、9月のマイナポイントの開始を機会に増加し、令和2年10月末現在の交付数は、1万2,122枚で、交付率は17.7%ですが、令和3年3月から健康保険証としての利用が予定されていることから、マイナンバーカードの利便性をアピールし、取得促進に努めてまいります。

3 (仮称)伊豆高原メガソーラーパーク発電所建設事業について、以下2点伺う。

(1) 現場事務所撤去以降の建設予定地の現状について

(回答)

現場事務所撤去以降の建設予定地の現状につきましては、担当職員が現場事務所撤去以前の7月14日と、現場事務所撤去以降の9月14日に建設予定地内の立会いを行っており、両日において変化がなかったことを確認しております。

また、9月下旬及び10月中旬に本市に接近した台風の通過後に、事業者から建設予定地内の被害はなかった旨の報告を受けております。

(2) 令和元年5月29日付、本市の「経済産業省への確認」という文書の内容について

(回答)

令和元年5月29日付本市の「経済産業省への確認」という文書につきましては、経済産業省からの平成31年4月26日付電話照会を受け、その回答に際して、当時、経済産業省においてはどのような判断をされているのか確認したく、5項目にわたる確認事項を整理し、5月29日付内部資料として作成したものであります。

当該文書に記載した5項目の確認事項の内容につきましては、「着手を認めざるを得ないとした判断根拠」、「本条例に係る着手」、「FIT法において違法と判断する場合」、「FIT法施行規則の解釈」、及び「経済産業省が方針公表する際のスケジュール」であります。

このうち、1項目目の「着手を認めざるを得ないとした判断根拠」につきましては、本年5月に一審判決があった河川占用不許可処分取消請求訴訟において、事業者が経済産業省の見解として引用していたことから詳細を申しますと、経済産業省からの平成31年4月26日付電話照会の主旨について、「事業者からの資料に基づき、平成30年5月31日に事業者が工事を行ったということを経済産業省としては否定することはできない。また、伊東市が認めないとする根拠等があるならばその提示を求める。」と本市都市計画課職員が聞き取ったことから、その前段部分である「経済産業省としては否定することはできない。」とした判断根拠を確認するために、令和元年5月29日付「経済産業省への確認」として記載いたしましたものであります。